

# 住友生命の 外貨建平準払 個人年金保険

予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険



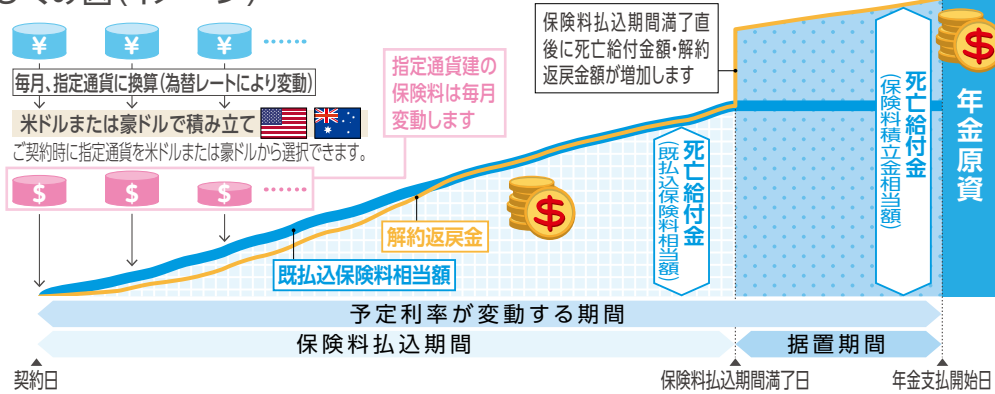
## 商品のしくみと特徴

この保険は米ドル建または豪ドル建の外貨建商品です。ご契約時に選択いただく、ご契約に適用する通貨(米ドルまたは豪ドル)のことを「指定通貨」といい、「指定通貨建」とは、円建ではなく外貨建であることを意味します。

**米ドルや豪ドルの好金利を活かして資金作りを行います。**  
**ご契約後の金利上昇をキャッチアップするため、予定利率を毎月見直し<sup>(※1)</sup>ます。**  
 予定利率は1.50%を最低保証します<sup>(※2)</sup>。

**毎月、一定金額を円貨でお払い込みいただく(月払いの場合)ので<sup>(※3)</sup>、ドルコスト平均法による為替リスクの抑制が期待できます。**  
**保険料払込期間満了日以後の解約返戻金や年金原資が大きくなるしくみとしています。**

### しくみ図(イメージ)



- (※1) ご契約後の予定利率は、年金支払開始日前まで(年金支払開始日の繰下げを行った場合は、繰下げ前の年金支払開始日前まで)、月単位の契約当日が到来するごとに見直されます。
- (※2) 繰下げ期間中および年金支払開始日以後に適用される予定利率には、最低保証はありません。
- (※3) 毎月円貨でお払い込みいただく金額(円貨払込額)を指定通貨に換算した保険料は、為替レートの変動に応じて、毎月変動(増減)します。

※死亡給付金額・解約返戻金・年金原資および年金額はご契約時に定まりません。※保険料払込期間中の解約返戻金は死亡給付金(既払込保険料相当額)を上限とします。また、解約返戻金は既払込保険料相当額を下回ることがあります。  
 <学資積立プランについて特にご留意いただきたい点> ※契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。  
 ※為替レートの変動により、年金原資や年金の円換算額は変動します。将来、円貨で決まった金額をご用意されたい場合はご注意ください。

## ご契約の諸基準

	たのしみ未来グローバル	たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>	
指定通貨	米ドル・豪ドル		最低円貨払込額
契約年齢	0歳~75歳(被保険者の満年齢)	0歳~8歳(被保険者の満年齢)	
保険料払込期間	10年~50年	10年~18年	
保険料払込期間満了年齢	19歳~85歳	10歳~18歳	
据置期間	0年~15年	0年~8年	
年金支払開始年齢	19歳~85歳	10歳~18歳	
保険料払込方法	月払い・6か月定期一括払・12か月定期一括払・全期前納		
保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(月払いのみ) <sup>(※4)</sup>		
取扱単位	円貨払込額建: 千円単位	最高基準金額	●たのしみ未来グローバル 15億円
主な付加できる特約等	●「たのしみ未来グローバル」「たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>」共通のお取扱い 保険料円貨払込特約(円貨払込額指定型)・ご家族登録サービス・保険契約者代理特約・被保険者代理特約・円貨支払制度		●「たのしみ未来グローバル」のみのお取扱い 個人年金保険料税制適格特約('90)

(※4) 金融機関によってお取扱いは異なります。

## 商品の概要

保障内容	お支払内容	お支払理由	お支払金額	受取人
保障内容	死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	<保険料払込期間中> 既払込保険料相当額 <据置期間中> 保険料積立金相当額と保険料払込期間満了の日における死亡給付金額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人
	年金	年金支払開始日に被保険者が生存されているとき	年金支払開始日の前日における保険料積立金額を年金原資として、年金支払開始日における計算基礎率(予定利率・予定死亡率等)により定まる年金額	年金受取人
解約返戻金	●本商品は被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。			
	あり	配当	あり(5年ごと利差配当)	

**この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

# この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

## ●保険契約関係費

- a 保険料払込期間中にかかる費用**<sup>(※1)</sup> ・死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用を保険料や保険料積立金から毎月差し引きます。(別途お払い込みいただくものではありません。)
- b 据置期間中にかかる費用**<sup>(※1)</sup> ・死亡保障や契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。(別途お払い込みいただくものではありません。)
- (※1) これらの費用は、被保険者の年齢、性別、払込期間、経過期間によって異なりますので表示しておりません。また、**円貨払込額が住友生命所定の金額を上回る場合、保険料割引制度が適用され、ご負担いただく費用が割引されます。**

## c 解約時や減額時にかかる費用(解約控除)

・解約返戻金額を計算する際は、保険料積立金相当額に一定割合(契約日からの経過年数<sup>(※2)</sup>に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます<sup>(※3)</sup>。

**そのため、解約返戻金は既払込保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

[所定の控除率]

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
控除率	31.0%	13.0%	7.6%	4.8%	3.2%	2.1%

契約日からの経過年数	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
控除率	1.4%	0.83%	0.38%	0.03%	0%

(※2) 実際に保険料(円貨払込額)が払い込まれている期月までの期間で判定します。

(※3) 保険料払込期間中、計算された金額が既払込保険料相当額を上回る場合、既払込保険料相当額を解約返戻金としてお支払いします。

## d 年金支払期間中にかかる費用

・年金を管理するための費用であり、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。(2024年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

## ●通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート <sup>(※4)</sup>
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	TTM <sup>(※5)</sup> - 50銭
円貨払込額を指定通貨(保険料)に換算する場合	TTM <sup>(※5)</sup> + 50銭
配当金、未経過期間に対応する円貨払込額、全期前納された定期一括払込円貨払込額の残額等を指定通貨で受け取る場合	

(※4) 住友生命所定の為替レートは2024年4月現在のものです。今後変更することがあります。

(※5) TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

・TTS(対顧客電信売相場): お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート  
・TTB(対顧客電信買相場): お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート  
なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

## ●外貨のお取扱いにかかる費用

年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

**為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。**

**為替レートの変動により、「死亡給付金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

**年金額は契約時には定まっています。**

実際の年金額は年金支払開始日の前日における保険料積立金額を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率により計算されます。また、保険料積立金額は、年金支払開始日前まで毎月見直す予定利率や、円貨払込額を住友生命所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料に基づいて計算されますので、契約時点では将来の保険料積立金額は定まっています。そのため、年金額は契約時には定まっています。

## ●その他ご留意いただきたい事項

●この保険はクーリング・オフ制度(申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 ●生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。 ●住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額等が削減されることがあり、その結果、死亡給付金額等が払込保険料を下回ることがあります。

## ●住友生命が金融機関代理店に支払う販売代理店手数料について

住友生命は保険契約締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として金融機関代理店に対し、円貨払込額の総額に右記の手数料率を乗じた金額を支払います<sup>(※6)</sup>。この手数料は、住友生命が金融機関代理店に支払うものであり、契約締結前交付書面に記載の「お客さまにご負担いただく費用」に追加して別途お客さまにご負担いただくものではありません。

保険料払込期間	初年度手数料率	継続手数料率
10年以上	1.80%	0.04%
15年以上	1.94%	0.04%
20年以上	2.43%	0.04%

保険料払込期間	初年度手数料率	継続手数料率
25年以上	2.39%	0.10%
30年以上	2.24%	0.10%
40年以上	1.83%	0.08%

(※6) 継続手数料はご契約から2年目～最長5年目までの間、住友生命が金融機関代理店に支払うものです。 ※記載の手数料率は0.01%未満を切り上げています。

※記載の数値は上限を表しており、実際の手数料率は払込期間によって異なります。

この商品概要書の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

**SBI 新生銀行**

株式会社 SBI 新生銀行

〒103-8303

東京都中央区日本橋室町 2-4-3

0120-456-860

<https://www.sbishinseibank.co.jp>

[引受保険会社]

**住友生命保険相互会社**

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35  
電話 (06)6937-1435 (大代表)

<ホームページ> <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索